

税理士

30選

vol.16

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が一段落して社会・経済が平時に戻りつつある中、多くの中小企業はコロナ禍前から大きな課題であった事業承継と向き合わなければならない状況にある。後継者難などによる中小企業の廃業は日本経済にとって大きな損失であることから、国も事業承継に対するさまざまな支援策を講じている。それを活用して事業承継をスムーズに進めたい。

特別事業承継税制で税負担が軽減される

経営者が後継者に事業を引き継がせるに当たって妨げとなるのが、自社株の移転に伴う税金だ。後継者に自社株を贈与したり相続させたりすると贈与税・相続税がかかる。自社株式は評価額が高いことが多く、税負担が重くなる。

それを軽減するため、2009年に事業承継の際の贈与税・相続税を猶予する事業承継税制が設けられた。だが、対象株数が全体の3分の2までであったり、承継後5年間に平均8割の雇用を維持する必要があるといったため、利用が少なかった。そこで18年に時限的な特例措置が設けられ、全株式が猶予の対象となり、雇用維持の条件を満たさなかった場合は、その理由を記載した書類を提出すれば猶予が維持されるようになるなど、利用の条件が大幅に緩和された。

ただし、特例措置の適用を受けるためには、中小企業庁が認定した「認定経営革新等支援機関」の指導・助言を受けて「特例承継計画」を都道府県に提出する必要がある。その提出期限が当初は23年3月31日だったが、22年の税制改正で1年延長された。24年の税制改正では、コロナの影響等で事業承継が遅れていることを踏まえてさらに2年延長され、2026年3月31日までとなっている。

27年末という特例の適用期限には変更がないので、特例の適用を受ける可能性があるのであれば、できるだけ早く事業承継計画の作成に着手しなければならぬ。

認定経営革新等支援機関とは、中小企業にアドバイスを行う税務や法務の専門家である。事業承継は、認定経営革新等支援機関に認定されている税理士・税理士法人などに相談することから始めることよ。

後継者がいなければM&Aが選択肢に

中小企業の事業承継が進まない大きな要因に後継者難がある。これを解決する方法として、会社を第三者に譲渡するM&Aが考えられる。

中小企業の事業承継に関する相談窓口として国が各都道府県に設置している「事業承継・引継ぎ支援センター」では、事業承継型M&Aの相談件数・成約件数とも右肩上がりで増えている。また、M&Aの仲介専門会社も急増している。21年8月に中小企業庁が「M&A支援機関登録制度」をスタートさせ、仲介事業者の質の確保を図っている。

M&Aで会社を譲渡するには買い手を探す必要があるが、その前に、いつごろ、どのような会社に、いくらくらいで譲渡するかを考えておかなければならない。その際、事業承継やM&Aに精通した税理士・税理士法人のサポートがあると心強く、M&Aのスキームなどについてもアドバイスが受けられる。

早めの着手が望ましいとはいえ、経営者自身が日常の業務をこなしながら一人で事業承継を進めていくのは難しい。専門家の力を借りることで、事業承継を前向き、かつ円滑に進めることを考えた。

制度の内容	自社株の承継に伴う贈与税、相続税の納税を全額猶予、一定の条件を満たせば猶予税額を免除
適用対象	2027年12月31日までの贈与・相続
適用条件	都道府県に特例承継計画を提出すること
特例承継計画の提出期限	2026年3月31日
承継パターン	親族外も含む複数の株主から最大3人の後継者への承継が対象
雇用確保条件	承継後5年間平均8割の雇用を維持(要件を満たさない場合はその理由を記載した書類を都道府県に提出)

←今回の変更点

円滑な事業承継には早めの取組みが大切

日本の経済の基盤である中小企業の多くが世代交代の時期を迎えている。だが、さまざまな理由で事業が承継されず、経営は順調なのに廃業を選ぶケースも少なくない。廃業してしまつと、貴重な経営資源や雇用が失われ、地域経済にもマイナスとなるため、中小企業の円滑な事業承継は日本経済全体にとって大きな課題といえる。

とはいえ、経営者にとって、事業を承継するという経験は生涯で1回であることがほとんどで、誰にとっても初めての経験となる。それだけに、何から手をつけてよいかわからなかったり、すべきことの多さに気圧されたりして先送りにしがちだ。だが、先送りにすればするほど、事業承継の困難さは増していく。従って、早めに取組みを始めることが大切だ。

高野総合グループ 税理士法人 TSK 高野総合会計事務所

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢100名超の専門家集団(内、税理士33名、公認会計士14名、中小企業診断士3名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

税理士法人 高野総合会計事務所

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第2134号

【本部】〒103-0027
東京都中央区日本橋2丁目3番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <https://www.takanosogo.com>

小栗 悟 代表社員 税理士

中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

税理士法人STR

【設立】1992年 【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部
【法人番号】第2454号 【支部】岐阜本部

【本部】〒450-0001
名古屋市中村区古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F
TEL.052-526-8858 <http://www.str-tax.jp/>

井口 忠 代表社員 税理士

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなものになります。当事務所における各グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

銀座K.T.C税理士法人

【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第704号

【本部】〒104-0061
東京都中央区銀座7-14-13 土地銀座ビル3階
TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

代表社員 税理士 清田 幸弘

ランドマーク税理士法人 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

ランドマーク税理士法人グループ

【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1606号
【支部】新宿、池袋、町田、みなみ、横浜駅前、横浜新橋、武蔵小杉、大宮、新松戸、湘南台、朝霞台、鶴居

【本部】〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

代表社員 公認会計士 税理士 天野 大輔

Legacy 60th 創業60周年を記念して60周年

事業承継においては、数字の「勘定」以上に人間の「感情」が重要です。創業60周年を迎えた税理士法人レガシイは、相続・事業承継に関する日本最大級の実績を持ち、近年では弊法人自体も事業承継を行いました。豊富なリアルな経験を踏まえ、皆様の「感情」に寄り添ったお手伝いをいたします。

税理士法人レガシイ

【設立】1964年 【所属】東京税理士会 京橋支部
【法人番号】第378号

【本部】〒104-0028
東京都中央区八重洲2-21 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階
TEL.0120-501-725 <https://legacy.ne.jp>

渡邊 芳樹 代表社員 公認会計士 税理士

2023年の後継者不在率61.09%に上昇!事業承継に変化がはじまっている。親族内承継が絶対でなくなり持株会社を活用した所有と経営の分離、M&Aの検討が求められる。令和6年税制改正でも事業承継税制、M&A 税制の拡充、緩和がなされました。

税理士法人渡邊芳樹事務所

【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第733号 【支部】大阪

【本部】〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町1番3号東京グーテンベルク紀尾井町 紀尾井タワー 13F
TEL.03-5210-6700 <https://www.crowe.com/jp>

細沼 謙久 代表社員 税理士

令和6年1月1日から相続時精算課税制度、居住用マンションの相続評価が刷新された。制度の変化に伴い多様化するお客様のニーズに的確に応える為、我われ税理士はきめ細い税務サービスを通じてお客様の発展を全力で支援致します。

税理士法人東京パートナーズ会計事務所

【設立】2019年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第4782号

【本部】〒103-0022
東京都中央区日本橋室町1-9-12 共同ビル4階
TEL.03-6263-0881 <http://tpao.jp>

仙石 実 代表社員 公認会計士 税理士

事業承継・M&A・IPOに特化した各分野の専門家によるアドバイザーファームです。個人の資産管理、相続、税金対策もご相談承ります。仙石代表の著書「人生を変えるお金の話」は、好評を博しています。

南青山税理士法人

【設立】2013年 【所属】東京税理士会 麻布支部
【法人番号】第2852号

【本部】〒107-6030
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル30F
TEL.03-6459-1672 <http://minami-aoyama.jp/>

前田 聡 代表社員 税理士

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応しています。

税理士法人OAK

【設立】2012年 【所属】東京税理士会 麹町支部
【法人番号】第3778号

【本部】〒102-0073
東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル5F
TEL.03-3237-1266 <http://oak-c.co.jp>

内川 清雄 税理士 公認会計士

COMPASSO

我々は課題解決に向けて、本気で真摯に取り組んでいます。

コンパッソ税理士法人

【設立】1973年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号
【支部】あざみ野、武蔵小杉、江戸川台、高田馬場、旭、川越、長野

【本部】〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F
TEL.03-3476-2233 <https://compasso.jp>

花島 宣勝 代表社員 公認会計士 税理士

私達、深代会計事務所は、事業承継を事業承継税制による税負担の緩和にとらえるだけでなく、会社の承継や事業の発展という課題にも取り組み、それに伴う個人の相続問題も共に寄り添っていきます。「あなた想いの会計事務所」税理士法人深代会計事務所。

税理士法人深代会計事務所

【設立】1985年 【所属】東京税理士会 豊島支部
【法人番号】第262号

【本部】〒170-0013

小川 実 代表社員 税理士 相続診断士

一般社団法人相続診断協会の代表を務める小川は、家族の笑顔相続、事業の笑顔承継を推進しています。創業者・経営者の想いを大切に聞きながら、親族承継・親族外承継・M&A・廃業の4つの選択肢から後継者・社員・親族にとって一番幸せな方法を選択します。

税理士法人HOP

【設立】2002年 【所属】東京税理士会 日本橋支部
【法人番号】第16号

【本部】〒103-0013

齋藤 麻衣 副代表社員 税理士

税理士法人田口パートナーズ会計は、事務所の所在する江戸川区を中心として、中小企業の身近な事業承継・相続のご相談を承っております。税務的に一番有利な方法だけでなく、ご相談者にとって希望する解決を目指し、最善の方法と一緒に検討していきます。

税理士法人田口パートナーズ会計

【設立】2011年 【所属】東京税理士会 江戸川南支部
【法人番号】第2366号

【本部】〒134-0083

森山 貴弘 代表社員 税理士 中小企業庁M&A支援機関 経営革新等支援機関

経営者様の相続税対策、事業承継計画の立案・実行等を支援致します。事業承継という比較的長期にわたる重要な課題に対し、直接税理士が弁護士・司法書士等と連携し個別具体的な提案をさせていただきますこと、企業の健全な存続・発展をサポート致します。

森山税務会計事務所

【設立】2015年 【所属】名古屋税理士会 名古屋中支部

【本部】〒460-0003

湯浦 正信 代表社員 税理士

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントが相続税のスーパードクターとして、様々な対策を提案しています。既成概念にとらわれない柔軟な発想と、培ってきたノウハウでお客様の財産を守り、事業承継を円滑に推し進めることを約束します。

税理士法人ブレインズ

【設立】2004年 【所属】近畿税理士会 宇治支部
【法人番号】第752号

【本部】〒611-0042